

平成 24 年度 自己点検・評価について

1. 実施概要

平成 24 年度の自己点検・評価は、平成 23 年度から実施した全学的な自己点検・評価を引き継いで実施した。以下に実施概要を記載する。

1) 目的（平成 24 年 5 月 19 日第 5 回自己点検・評価活動推進委員会にて承認）

- ・自己点検・評価システムの定着（自己点検・評価システムの改善）
- ・自己点検・評価の精度の向上（データや共通の基準に基づく自己点検・評価の実施）
- ・自己点検・評価結果の公表と製本（公表を前提とした自己点検・評価の実施）

2) 実施対象

全学科・全専攻

文、経済、経営、法、社会、理工、国際地域、生命科学、ライフデザイン、総合情報学部の全 46 学科（第 2 部、通信教育部を含む）

文、社会、法、経営、工、経済、国際地域、生命科学、福祉社会デザイン、学際・融合科学、法務研究科の全 30 専攻

3) 実施内容

大学基準協会の指定する「点検・評価項目」の「評価の視点」に準拠し、学部は 96 項目、研究科は 94 項目、法科大学院は 61 項目の評価項目について各学科・専攻で自己点検・評価を実施し、その結果について「根拠資料」「現状説明」「評定」の 3 点を全学科・専攻共通のフォームに記載する。

4) 実施スケジュール

日程	内容	対象
平成 24 年 5 月 11 日	第 1 回 自己点検・評価システムの改善のためのWG開催 (自己点検・評価システムの改善案の策定)	WG
平成 24 年 5 月 19 日	第 5 回 自己点検・評価活動推進委員会 (自己点検・評価の実施概要の承認)	委員会
平成 24 年 6 月 15 日	自己点検・評価の実施依頼	学科・専攻
平成 24 年 7 月 7 日	シンポジウム「大学の自己点検・評価に求められていること」開催	全学
平成 24 年 10 月 31 日	自己点検・評価結果の提出	学科・専攻
平成 24 年 11 月 10 日	第 6 回 自己点検・評価活動推進委員会 (自己点検・評価結果の相互検証について承認)	委員会
平成 24 年 11 月 27 日	第 2 回 自己点検・評価システムの改善のためのWG開催 (自己点検・評価結果の相互検証の実施詳細の検討)	WG

平成 24 年 11 月 30 日	自己点検・評価結果の相互検証の実施依頼	委員会
平成 25 年 1 月 22 日	第 3 回 自己点検・評価システムの改善のためのWG開催 (自己点検・評価結果の相互検証結果の検証)	WG
平成 25 年 1 月 26 日	第 7 回 自己点検・評価活動推進委員会 (自己点検・評価結果の相互検証結果の承認)	委員会
平成 25 年 1 月 31 日	自己点検・評価結果における要改善箇所の改善方策の提出	学科・専攻
平成 25 年 2 月 18 日	相互検証結果に伴う自己点検・評価結果の見直し依頼	学科・専攻
平成 25 年 3 月 15 日	自己点検・評価結果の再提出	学科・専攻
平成 25 年 3 月 18 日	第 4 回 自己点検・評価システムの改善のためのWG開催 (自己点検・評価結果の集約・分析案の策定)	WG
平成 25 年 3 月 25 日	第 8 回 自己点検・評価活動推進委員会 (自己点検・評価結果の集約・分析結果の承認)	委員会
平成 25 年 3 月 25 日	自己点検・評価結果の学長への報告	委員長

5) 昨年度との変更点

昨年度の実施を踏まえ、自己点検・評価活動推進委員会内に「自己点検・評価システムの改善のためのWG」を設置し、以下の点を改善した。

- ・昨年度に多かった質問内容や、昨年度に実施した自己点検・評価システムに関するアンケートの結果や意見への見解等を、「自己点検・評価に関するQ & A集」にまとめて配布した。
- ・評価項目の見直しを行い、1項目の削除と、文言の修正を数ヶ所行った。
- ・昨年度には実施する学科と実施しない学科があった第2部や、実施することができなかった通信教育部についても実施した。

結果の公表に向けた自己点検・評価結果の精度の向上のため、自己点検・評価活動推進委員会内で相互検証(ピア・レビュー)を実施し、その検証結果を学部・学科、研究科・専攻に提示するとともに、必要に応じて、自己点検・評価結果の確認・修正を求めた。

学部・学科、研究科・専攻の自己点検・評価結果について、以下のとおり取り扱うこととした。

- ・全学として集約・分析を行い、学内にて報告会を実施する(3月25日)。
- ・大学ホームページに公表する(3月末)。

2. 相互検証の実施結果及び自己点検・評価結果の集計について

各学科・専攻の自己点検・評価の結果について、相互検証の実施結果と、自己点検・評価結果の評定の集計結果を、以下に記載する。

1) 相互検証の実施結果

各学科・専攻の自己点検・評価結果に対して、自己点検・評価活動推進委員会内で相互検証を実施した。相互検証は、「全体」と各「評価項目」について、「自己点検・評価が適切に実施されているか」という観点で実施し、1委員につき非公表で3~4の学科・専攻についての検証を行った。

全体について

「全体」として1)~3)の設問を用意したところ、以下のとおりの結果となった。

【表 1-1】相互検証結果における「全体」の集計（学科）

	適切	概ね適切	% +	あまり適切 ではない	適切では ない	% +
1)「根拠資料」や「現状説明」が、 もれなく記載されていたか	3	38	89.1%	5	0	10.9%
2) 社会に向けて、ホームページ 等で公表するのに適切であるか	12	29	89.1%	4	1	10.9%
3) 現状の分析や、課題の把握が 適切にできているか	10	33	93.5%	3	0	6.5%

【表 1-2】相互検証結果における「全体」の集計（専攻）

	適切	概ね適切	% +	あまり適切 ではない	適切では ない	% +
1)「根拠資料」や「現状説明」が、 もれなく記載されていたか	1	15	53.3%	13	1	46.7%
2) 社会に向けて、ホームページ 等で公表するのに適切であるか	5	15	66.7%	6	4	33.3%
3) 現状の分析や、課題の把握が 適切にできているか	5	15	66.7%	7	3	33.3%

学部・学科の自己点検・評価結果に対しては、肯定的な検証結果が 80%以上となっているが、研究科・専攻の自己点検・評価結果に対しては肯定的な検証結果が 50%～60%に留まっている。特に、2)の「ホームページ等で公表するのに適切であるか」に対しては、33.3%の専攻が、「あまり適切でない」「適切でない」と検証されている。

各評価項目について

各評価項目においては、以下の点が多く指摘されている。

- ・「根拠資料」で、資料のページ数やホームページのURL等、具体的な内容を示していない。
- ・「根拠資料」が、2011年度のもの示している。
- ・「評定」の根拠が不明である。
(「根拠資料」や「現状説明」が空欄なのにS・A、逆に、課題が記載していないのにB・C等)
- ・「 」のままの記載や、「データ要確認」「未確認」などの記載が残っている。
- ・項目によって点検・評価できない理由があるならば、少なくともその理由を「現状説明」を記載すべきである。
- ・誤字・脱字等がある。再度見直されたい。

上記については、相互検証の実施後に、自己点検・評価活動推進委員会委員長名で各学部長・研究科委員長に、自己点検・評価結果の、上記の検証結果を踏まえた再確認と、必要に応じた加筆・修正

を求めた。その結果、多くの学科・専攻が再提出をしたため、相互検証の目的である、自己点検・評価の精度の向上に、一定の効果が見られている。

しかし、各学科・専攻に自己点検・評価結果の修正を義務付けたわけではなく、また、再提出後の再検証を実施していないので、上記の点が完全に解消されたわけではない。このことは、今後の課題である。

2) 自己点検・評価の評定の集計結果

各学科・専攻が各評価項目に付した S～C の評定について、集計を行った。評定は、以下の基準で付与することを「各学科・専攻の自己点検・評価に関する Q & A 集」に記載している。

< 評定付与の基準 >

S：方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、エビデンスで証明されている。

A：おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。

B：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。

C：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

全体における評定の分布について

全体における評定の分布は、以下のとおりである。

【表 2-1】平成 24 (2012) 年度の各学科の評定の分布

() は前年度

	S	A	B	C	NA	計
個数	373 (68)	2572 (2244)	1137 (1028)	282 (458)	48 (-)	4412(3798)
割合	8.5% (1.8%)	58.3% (59.1%)	25.8% (27.1%)	6.4% (12.1%)	1.1% (-)	100.0%

【表 2-2】平成 24 (2012) 年度の各専攻の評定の分布

() は前年度

	S	A	B	C	NA	計
個数	231 (41)	1388 (1232)	614 (608)	336 (454)	189 (483)	2758(2818)
割合	8.4% (1.5%)	50.3% (43.7%)	22.3% (21.6%)	12.2% (16.1%)	6.9% (17.1%)	100.0%

学科・専攻とも、昨年度と比較して、「S」「A」の割合が増加し、「C」の割合が減少しているものの、依然として、「B」「C」の割合は学科で 32.2%、専攻で 34.5% の評価項目が、「やや不十分」「不十分で改善すべき点が多い」と自己点検・評価されている。

また、専攻の自己点検・評価では、「NA」(空欄)の割合が 6.9%と、昨年度からは減少しているものの、自己点検・評価を実施できていない評価項目が多数あることについては、自己点検・評価システム自体の問題も含めて、原因の解明を行う必要がある。

各評価項目における評定について

各評価項目における評定から、全学的な傾向・課題を抽出するため、学科・専攻が付した評定を、S=4、A=3、B=2、C=1、NA=0 に換算し、各評価項目ごとに全学科・全専攻ごとの平均評定を付した（別紙資料1）。以下は、その平均評定を、学科、専攻ごとに偏差値換算した上で、<55.0を上回る項目>と<45.0を下回る項目>とを抽出したものである。

【表 3-1】55.0 を上回る項目（学科）

（ ）は前年度

	判断基準および判断のポイント	評定	偏差値
1	学部、学科ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	3.2 (2.8)	62.2 (60.4)
2	学部、各学科の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的（教育基本法、学校教育法参照）と整合しているか。	3.2 (2.8)	62.7 (60.4)
3	学部、各学科の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。	3.0 (2.7)	57.9 (58.2)
5	学部、各学科の目的の中に、当該学部、学科の個性・特色を、中教審における大学の機能別分化論も視野に入れて打ち出しているか。	3.1 (2.7)	60.3 (59.1)
6	教職員・学生が、学部、各学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	3.2 (2.8)	61.7 (61.7)
8	受験生を含む社会一般が、学部、学科の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	3.1 (2.7)	58.8 (59.1)
12	学術の進展や社会的な要請を考慮した教育研究組織となっているか。	2.9 (2.6)	56.0 (56.5)
14	教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	3.2 (2.8)	62.7 (60.8)
19	学部、各学科において、専任教員数（助教除く）の半数は教授となっているか。	2.9 (2.6)	56.0 (57.3)
22	専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	3.3 (2.8)	63.7 (61.7)
23	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	3.3 (2.8)	63.2 (61.7)
24	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	3.3 (2.8)	63.2 (61.7)
27	教育目標を明示しているか。	3.1 (2.7)	59.3 (59.5)
28	ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	3.1 (2.8)	59.8 (60.8)

29	教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	3.1 (2.8)	58.8 (60.4)
30	ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。	2.9 (2.7)	56.0 (59.5)
31	カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	3.1 (2.8)	60.3 (60.8)
32	カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	3.1 (2.8)	60.3 (60.8)
33	カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。	3.0 (2.7)	57.9 (58.6)
35	受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	3.1 (2.8)	59.3 (60.8)
37	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	2.9 (2.6)	55.5 (56.5)
38	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	3.0 (2.7)	57.9 (59.5)
39	教養教育、専門教育の位置づけを明らかにしているか。	3.1 (2.8)	59.3 (60.8)
43	教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態（講義、演習、実験、実習、実技）を適切に設定しているか。	3.1 (2.8)	59.3 (60.0)
44	単位の实质化を図るため、1年間の履修登録科目の上限を50単位未満に設定しているか（最終年次、編入学学生等も含む）。また、これに該当しない場合には、相応の措置（大学設置基準第27条の2の2参照）がとられているか。	3.1 (2.7)	59.8 (59.1)
47	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標（学習成果）、講義スケジュール（各回の授業内容）を、具体的に記載しているか。	2.9 (2.5)	55.5 (54.3)
49	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	3.0 (2.5)	56.4 (56.0)
50	各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	3.2 (2.6)	61.3 (57.8)
51	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	3.0 (1.8)	56.9 (41.7)
57	卒業要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	3.1 (2.7)	58.8 (58.2)
59	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	3.1 (2.8)	59.8 (60.8)
60	アドミッション・ポリシーは、学部、各学科の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	3.0 (2.6)	56.9 (57.8)

61	受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	3.2 (2.9)	60.8 (62.6)
63	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	3.2 (2.9)	60.8 (62.1)
64	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	3.1 (2.7)	59.8 (59.5)
65	学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	3.0 (2.6)	56.4 (56.9)
66	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式で、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。	3.0 (2.7)	57.9 (59.1)
67	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	2.9 (2.6)	56.0 (57.8)
70	学部における編入学定員に対する在籍学生数比率が0.7~1.29の範囲となっているか。また、編入学を「若干名」で募集している場合、10名以上の学生を入学させていないか。	3.0 (2.7)	56.4 (59.5)
73	学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	3.0 (2.6)	58.4 (57.8)

おおむね、評定が高い評価項目については、昨年度と大きな変更がなく、

- ・教育研究上の目的・3つのポリシーの設定と周知について
- ・教員の採用・昇格の審査について
- ・授業科目の形態・単位数・時間数、授業科目の開講、年間履修登録単位数、シラバスについて
- ・入試の透明性、実施・検証体制、入試方式について

に関する評価項目が、多くの学科で高い評定を付されている。

なお、51の「各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか」については、昨年度では震災の影響により授業回数を確保できなかった状態から、今年度では授業回数を全キャンパスで15回確保できたことにより、昨年度の41.7から56.9に、大幅に改善されている。

【表3-2】45.0を下回る項目（学科）

（ ）は前年度

	判断基準および判断のポイント	評定	偏差値
4	学部、各学科の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	2.3 (2.0)	42.0 (46.0)
7	学部、各学科の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。	2.2 (1.6)	40.5 (38.6)
9	学部、各学科の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	2.4 (1.8)	44.4 (41.2)

16	専任教員1人あたりの学生数、年齢構成、専兼比率、男女比率など、教員組織の編制方針を明確にしているか。	1.8 (1.5)	29.9 (36.5)
17	学部、各学科の個性、特色を発揮するために、契約制外国人教員、任期制教員などに関する方針を明確にしているか。	1.8 (1.7)	30.4 (39.1)
21	教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	2.1 (1.6)	37.2 (38.2)
25	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	2.3 (2.0)	42.9 (46.5)
26	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	1.7 (1.3)	27.5 (32.1)
36	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	2.4 (1.7)	43.9 (39.9)
56	学生の自己評価や、学部、学科の教育効果や就職先の評価、卒業時アンケートなどを実施しているか。	2.3 (1.5)	42.6 (36.5)
68	学部、各学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.90～1.19の範囲となっているか。	2.1 (1.5)	38.1 (36.9)
69	学部、各学科における収容定員に対する在籍学生数比率が0.90～1.25（実験・実習系の学科は1.20）の範囲となっているか。 実験・実習系：理工学部、生命科学部、ライフデザイン学部、総合情報学部の全学科、および社会学部社会心理学科、社会福祉学科、文学部教育学科	2.4 (2.2)	44.4 (49.9)
75	教員および学生に実態調査を行うなどして、必要な補習・補充教育を適切に提供するとともに、その効果についての検証を行っているか。	2.0 (1.6)	35.7 (37.8)
77	教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じて、講義室の規模、実験・実習室の設備、実習室の座席数などが整備されているか。	2.1 (2.0)	36.7 (45.2)
78	T A、S A等の人的支援が行われているか。	2.1 (1.8)	37.6 (41.2)
81	研究専念時間の設定など、教員の研究機会を保証しているか。	2.1 (1.9)	36.7 (43.4)
82	研究倫理に関する学内規程を整備するとともに、研究倫理に関する研修会等を実施するなど、研究倫理を浸透させるための措置を行っているか。	1.4 (0.8)	22.2 (22.1)
83	研究倫理に関する審査機関の設置し、適切に運営しているか。	1.4 (0.8)	22.7 (22.5)
85	学部の目的・目標を踏まえて、地域社会・国際社会への協力方針を定めているか。	1.9 (1.2)	32.3 (30.4)
87	学部の教育・研究の推進のために、他大学や学外の研究所や組織等との連携・協力を行っているか。	2.4 (1.6)	44.4 (37.3)
90	自己点検・評価の結果を、刊行物としての配布、ホームページへの掲載等によって、当該大学以外の者がその内容を知りうる状態にしているか。	2.3 (2.1)	41.5 (47.3)

91	自己点検・評価の結果を、学部の改革・改善や学部の企画・運営につなげるための方針と手続きが明確にされているか。	2.2 (1.5)	38.6 (35.6)
92	自己点検・評価結果を、改革・改善や学部の企画・運営につなげるための委員会等が整備されているか。	2.2 (1.8)	40.5 (41.2)
93	自己点検・評価の結果を、改革・改善や学部の企画・運営につなげる連携システムが確立されているか。	2.3 (1.5)	41 (36.5)
94	学部、学科、教員の各レベルで自己点検・評価活動が行われているか。	2.3 (2.1)	42.9 (46.9)
95	「東洋大学研究者情報データベース」に、学部の専任教員の研究業績が適切に構築されているか。	2.3 (1.7)	42.5 (39.9)
96	学外者の意見を聴取するなど、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫を行っているか。	1.5 (1.2)	23.2 (30.4)

評価が低い評価項目についても、おおむね、昨年度と大きな変更がなく、

- ・教育研究上の目的・3つのポリシーの定期的な検証
- ・教員組織編制、地域社会・国際社会への協力などにおける方針の策定
- ・卒業時等の学生アンケート等の実施
- ・教員の資質向上に向けた取り組み、教員評価、研究時間の確保、研究倫理
- ・入学定員比率、収容定員比率
- ・補習・補充教育の実施、TA・SAの配置
- ・講義室、実験・実習室の設備・座席数
- ・自己点検・評価の実施方針と手続の明確化、外部評価の導入

に関する評価項目が、多くの学科において低い評価を付されている。

ただし、昨年度、評価が低かった評価項目のうち、

	判断基準および判断のポイント	評価	偏差値
88	地域交流・国際交流事業に積極的に取り組んでいるか。	2.7 (1.6)	51.6 (38.6)
89	自己点検・評価を、明文化された規程に基づき、定期的実施しているか。	2.5 (1.6)	45.4 (38.6)

については、国際化推進に向けた全学及び各学部の取り組みの進展や、自己点検・評価活動推進委員会を中心とした全学的な自己点検・評価活動によって、昨年度の評価より、大幅に改善がなされている。

【表 4-1】55.0 を上回る項目（専攻）

() は前年度

	判断基準および判断のポイント	評価	偏差値
1	研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	3.1 (2.4)	62.8 (57.5)

2	研究科、各専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的（教育基本法、学校教育法参照）と整合しているか。	3.1 (2.8)	63.4 (63.9)
3	研究科、各専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。	2.8 (2.7)	57.3 (62.7)
4	研究科、各専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	2.7 (2.2)	55.5 (53.5)
5	研究科、各専攻の目的の中に、当該研究科、専攻の個性・特色を打ち出しているか。	3.1 (2.7)	62.2 (63.3)
6	教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	3.0 (2.7)	60.9 (62.1)
8	受験生を含む社会一般が、研究科、専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	3.0 (2.6)	60.9 (60.4)
17	大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。	3.0 (2.5)	60.9 (59.8)
18	研究指導教員の2/3は教授となっているか。	3.1 (2.8)	62.8 (64.5)
26	教育目標を明示しているか。	3.1 (2.8)	63.5 (64.3)
27	ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	2.8 (2.0)	57.2 (50.6)
28	教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	2.7 (1.9)	55.9 (48.2)
29	ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。	2.8 (1.9)	57.2 (49.4)
32	カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。	2.9 (2.4)	59.0 (57.2)
36	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	2.7 (2.4)	55.9 (57.8)
37	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	3.0 (2.7)	60.3 (63.1)
39	講義科目および研究指導が、教育課程の中に適正に位置づけられ、指導場所、時間等が明らかにされているか。	2.8 (2.7)	57.2 (61.9)
40	専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。	2.9 (2.6)	59.7 (60.8)
41	教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態（講義、演習、実験、実習、実技）を適切に設定しているか。	3.0 (2.7)	60.3 (63.1)

42	学生の主体的参加を促すための配慮（学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など）を行っているか。	2.9 (2.7)	59.0 (62.5)
43	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。	2.8 (2.3)	56.5 (56)
44	指導計画を立案し、計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。	3.1 (2.7)	62.2 (63.1)
45	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標（学習成果）、講義スケジュール（各回の授業内容）を、具体的に記載しているか。	2.8 (2.3)	57.2 (56.6)
46	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。	2.8 (2.6)	57.2 (61.3)
47	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	3.0 (2.8)	60.9 (63.7)
48	各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	3.2 (2.9)	64.1 (66.7)
49	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	3.0 (1.8)	60.3 (46.4)
50	他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計 10 単位以下で行っているか。	2.8 (2.3)	56.5 (55.4)
53	各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	2.7 (2.3)	55.3 (55.4)
55	修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	3.1 (2.7)	62.2 (62.5)
58	アドミッション・ポリシーを設定しているか。	3.0 (2.5)	60.9 (59.8)
61	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	3.0 (2.6)	60.9 (61.6)
62	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	2.9 (2.5)	59.7 (59.8)
63	学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	3.1 (2.7)	62.2 (62.7)
64	一般入試、学内推薦入試、募集定員の 2 倍以上の学生が入学していないか。	2.9 (2.7)	59.7 (62.1)
65	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	2.9 (2.3)	58.5 (55.8)

【表 4-2】45.0 を下回る項目（専攻）

（ ）は前年度

	判断基準および判断のポイント	評定	偏差値
7	研究科、各専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。	1.8 (1.6)	38.4 (43.7)
9	研究科、各専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	1.9 (1.7)	41.5 (44.8)
10	研究科の目的を実現するための、教育研究組織の編成原理を明確にしているか。	1.7 (1.4)	37.2 (39.6)
13	教育研究組織の適切性を、定期的に検証しているか。	1.7 (1.5)	36.6 (42.0)
16	教員組織の編制方針を明確に定めているか。	1.9 (1.9)	41.5 (48.3)
19	教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	2.1 (2.1)	43.9 (52.3)
24	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	1.9 (1.3)	40.2 (39.1)
25	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	1.4 (1.1)	31.7 (34.5)
35	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	1.8 (1.4)	39.5 (39.9)
54	学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施しているか。	1.8 (1.3)	39.5 (38.1)
67	部局化された大学院研究科や独立大学院（ ）における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90～1.25の範囲となっているか。 福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科	1.0 (0.4)	24.4 (22.9)
68	定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。	1.9 (1.8)	41.5 (46.6)
69	アドミッション・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	1.7 (1.2)	37.2 (37.3)
70	学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	1.9 (1.9)	41.5 (48.3)
75	R A等の人的支援が行われているか。	1.7 (1.3)	37.2 (37.9)
78	研究専念時間の設定など、教員の研究機会を保証しているか。	1.7 (1.3)	36.6 (39.1)
79	研究倫理に関する学内規程を整備するとともに、研究倫理に関する研修会等を実施するなど、研究倫理を浸透させるための措置を行っているか。	1.8 (0.8)	39.0 (29.3)

80	研究倫理に関する審査機関の設置し、適切に運営しているか。	1.8 (0.8)	39.6 (29.8)
81	研究科の目的を踏まえて、産・学・官等との連携に関する方針を定めているか。	1.2 (1.0)	28.1 (33.3)
82	研究科の目的・目標を踏まえて、地域社会・国際社会への協力方針を定めているか。	1.5 (1.2)	33.6 (37.3)
83	研究科の教育・研究の成果を、社会へのサービス活動に還元しているか。	2.0 (1.6)	43.3 (43.7)
85	地域交流・国際交流事業に積極的に取り組んでいるか。	2.0 (1.5)	43.3 (42.5)
88	自己点検・評価の結果を、研究科の改革・改善や研究科の企画・運営につなげるための方針と手続きが明確にされているか。	1.2 (1.0)	28.7 (33.9)
89	自己点検・評価結果を、改革・改善や研究科の企画・運営につなげるための委員会等が整備されているか。	1.6 (1.0)	34.8 (33.3)
90	自己点検・評価の結果を、改革・改善や研究科の企画・運営につなげる連携システムが確立されているか。	1.2 (1.0)	28.7 (33.9)
91	研究科、専攻、教員の各レベルで自己点検・評価活動が行われているか。	2.0 (1.5)	42.7 (41.4)
92	「東洋大学研究者情報データベース」に、研究科の専任教員の研究業績が適切に構築されているか。	1.6 (1.2)	36.0 (36.8)
93	学外者の意見を聴取するなど、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫を行っているか。	1.4 (1.2)	31.1 (37.3)

大学院の各専攻に関しても、上記のとおり、学科とほぼ同様の傾向が見られる。

ただし、大学院では、昨年度から今年度にかけて、全研究科において、3つのポリシーの策定とその公表に取り組んでおり、以下のとおり、ポリシーの周知については、各専攻の評定が向上している。

	判断基準および判断のポイント	評定	偏差値
33	教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	2.6 (1.5)	53.4 (41.7)
34	受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	2.6 (1.6)	52.8 (43.4)
60	受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	2.6 (1.7)	53.0 (45.4)

3.自己点検・評価の結果について

各学科・専攻の自己点検・評価の結果について、前項で示した相互検証の実施結果や評価の集計結果を踏まえながら、各学科・専攻が記載した「現状説明」を中心に、全学としての検証結果を以下に記載する。

1) 各学科・専攻における先進的な取り組みについて

相互検証結果では、各学科・専攻の自己点検・評価結果の中の「他学部の模範となるような優れた取組」として、以下のような取り組みが、自己点検・評価活動推進委員会の各委員からあげられており、これらについては、全学的に共有化していくことが望ましい。

- ・学部内に人事構想・将来構想委員会を設置し、組織の検討を定期的実施する取組を行っている。
- ・外部審査委員による資格審査を行っている。
- ・各教員が授業評価に基づいて「教育改善レポート」を提出している。
- ・初年次教育と専門教育への導入教育を適切に組み入れている。
- ・OB会による寄付講座の実施や卒業生などの社会人を取り込んだ授業の展開。
- ・学科主任によるシラバスのチェック。
- ・学習支援室の設置。
- ・アカデミック・アドバイザー制度、ATP制度()の構築と実施。 attendance tracking program
- ・留学生の論文作成支援に関し、サポーター制度を設けている。
- ・高齢者にやさしいまちづくりなどの地域との連携を図っている。
- ・小中学生を対象とするサマースクールの開催。
- ・3年に一度定期的に自己点検・評価を報告書にまとめている。
- ・外部評価委員会や協議会を設置して教育研究組織の適切性を定期的に検証している。
- ・大学院の専門系統別にFD会議を組織している。

2) 全学的な課題について

各学科・専攻による自己点検・評価結果において、課題とされている内容のうち、多くの学科・専攻で共通の課題となっている点や、各学科・専攻の努力のみではなく、全学的な対応が必要であると思われる点について、以下に列挙する。

なお、記載した内容について、自己点検・評価の結果のみでは、認証評価において求められている内容と本学の現状との関係が十分に把握することが困難だったため、各項目で(解説)を付すこととした。

教育研究上の目的と3つのポリシーとの関係やその内容について

多くの学部・研究科において、教育研究上の目的と3つのポリシーに不整合が見られる、3つのポリシーに必要なことが記載されていないなどの不備が見られる。また、大学院研究科においては、教育研究上の目的は専攻ごとに定められているが、3つのポリシーについては研究科ごとに定められており、両者の対応関係が明確でない。

(解説)

大学基準協会の「大学基準」において、「大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定めこれに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示」することや、「求める学生像や、習得しておくべき知識等の内容・水準」を明らかにすることが求められており、具体的には、教育目標を踏まえて、

学位授与方針 … 卒業（修了）に際して、修得しておくべき学習成果と諸要件

教育課程の編成方針 … 教育課程の編成・実施に関わる基本的な考え方

学生の受け入れ方針 … 受け入れる学生像、入学までに修得しておくべき知識内容とその水準を明示することが求められている。

しかし、本学における学部・学科、研究科・専攻の「教育研究上の目的」と「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」をみると、「教育研究上の目的」と3つのポリシーとが整合していない例や、求められている内容がポリシーに含まれていない例が多く見られる。

このことは自己点検・評価及び認証評価の根幹に関わることであり、各学部・学科において、教育研究上の目的と3つのポリシーとの関係やその内容について見直しをすることが必要である。

教育研究上の目的、3つのポリシーの定期的な検証

多くの学部・研究科において、教育研究上の目的や3つのポリシーが定期的に検証されていない。

（解説）

大学基準協会の「大学基準」において、「大学は、こうした理念・目的自体の適切性についても定期的に検証し、その結果を改善に結びつける必要がある」としている。本学では、平成23年に「学部等の教育研究上の目的の公表等に関する規程」を定め、各学部・学科の教育研究上の目的を設定しているが、これらを定期的に検証する仕組みを持っていない。このことは、3つのポリシーについても同様のことがいえる。

また、検証した結果として、目的やポリシーを変更することになった際に、教育研究上の目的は規程化されているために改正プロセスが明確となっているが、3つのポリシーは規程化されていないため改正した際のプロセスも不明確である。

教育研究上の目的と3つのポリシーの検証サイクル（例えば4年に1回のカリキュラム改訂の際など）・方法（改正プロセス）等を全学的に定めることが必要である。

方針の設定について

「教育研究組織」「教員・教員組織」の編成や「社会連携・社会貢献」について、大学または学部・研究科の方針が明示されていない。

（解説）

大学基準協会では、「大学が掲げる理念・目的を達成するための諸活動の指針を「方針」として明確化することが、内部質保証システムの機能化を図るうえにおいて重要である」との考え方から、評価項目10項目のうち、「理念・目的」を除く、「教育研究組織」「教員・教員組織」「教育内容・方法・成果」「学生の受け入れ」「学生支援」「教育研究環境」「社会連携・社会貢献」「管理運営」「内部質保証」のそれぞれで、目的を達成するための方針を明示することが求められている。

各学科・専攻の自己点検・評価では、このことについて、「教育内容」「学生の受け入れ」に関する

る方針は、各学部・学科、研究科・専攻で方針を定めているが、それ以外の項目については、方針を定めていないという結果が圧倒的であった。

「教育研究組織」「教員・教員組織」の編成や「社会連携・社会貢献」に関する方針については、各学部・研究科の分野・特性に依る部分も多いため、今後は方針の策定を学部・研究科に促していく必要があると同時に、大学全体としても、これらの方針を策定していく必要がある。

大学設置基準に定められている必要専任教員数について

大学設置基準の必要数を教員定数としている本学にとって、複数の学部・学科の教員組織で未補充が出ていることは、法令違反となりうる可能性があるため、速やかに教員補充を行うことが望まれる。

(解説)

大学設置基準では、学科の専任教員数が別表第1の必要専任教員数を超過していることと、大学全体の教員数が別表第1と別表第2との必要専任教員数の合計を超過していることが最低基準となっており、認証評価においても、これを順守していることが強く求められている。

これに対して、本学の教員組織編成の基本的な原則は、別表第1及び別表第2の必要専任教員数を教員枠数として定めただけで、各学科には、別表第1の必要数に加えて、各キャンパスで必要とされる別表第2の必要数を各学科に配分している。

このため、現在は、契約制英語講師や助教などの採用により、専任教員数が大学設置基準の必要数を下回ってはいないものの、各学科に配分されている教員枠数に対し、専任教員の退職後の未補充や、持ち越し等が多く発生すると、大学設置基準を充足しなくなる恐れがある。

平成24年度に関しては、教員の未補充は13学科で20枠であり、大学設置基準が「大学を設置するのに必要な最低の基準」であり「設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない」という性質のものであり、専任教員の急な休職や退職が発生する可能性や、国内外の特別研究や交換研究員などで専任教員が一時不在となる可能性があることを考慮すると、教員枠の未補充をできる限り発生させず、速やかに教員補充を行うことが必要である。

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

大学院研究科におけるFD活動が十分に取組みされていないので改善が望まれる。

(解説)

大学設置基準・大学院設置基準では、「授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究(以下、FD)」について、学部と研究科は個別に取り組むことが求められている。

本学では、学部のFD活動については、「学部FD活動状況報告会」の実施に見られるとおり、FD推進センターを中心とした全学的な取り組みの他に、各学部による温度差はあるものの、多くの学部において領域別・段階別の取り組みが進められてきているが、研究科のFD活動については、平成19年度の認証評価の際に「助言」を受けて以降、FD推進委員会内に「大学院部会」を設置しているものの、研究科のFD活動の具体的な指針や取り組みがあがっていない。

このため、学部のFD活動とは異なった視点で行われる、教育の各段階に沿った、大学院としての全研究科的な検討・取り組みや、各研究科における領域別のFD活動が必要である。

学生への修学支援について

学部としての留年者、休・退学者の状況把握とその対処が十分とは言えない。また、補習・補充教育についても、白山・朝霞キャンパスでは実施されていない。

(解説)

大学基準協会では、学生支援について、「留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性」と「補習・補充教育に対する支援体制とその実施」を求めている。

現在、留年者・休・退学者への対応について、本学では、各学部教授会において、発生した月に審議・報告を行っているが、年度での集計結果や経年比較、原因の分析までを行っている学部はほとんどない。また、成績不振者への対応についても、多くの学部では単位僅少者の面接を実施しているが、その基準や実施学年にはばらつきがあり、父母も含めた面接を実施している学部は少数である。この点については、平成 25 年度入学生から導入される GPA 制度なども活用しながら、留年者・休・退学者の状況・原因の把握を学部・学科に促していく必要がある。

また、補習・補充教育についても、川越・板倉キャンパスでは、独自に学習支援室を設置、人員を配置し、理科・数学教育を中心としたリメディアル教育を実施しているが、白山・朝霞キャンパスでは、一部の学部で e ラーニング教材や基礎分野の演習科目の充実に取り組んでいるものの、全体としては、学習支援体制を確立することができていないので、ニーズの把握等を早急に行ったうえで、全学的なサポート体制を構築する等、今後の検討が必要である。

入学定員・収容定員の管理について

複数の学部・学科で過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率や、収容定員に対する在籍学生数比率が高くなっている。また、社会学部第 2 部社会福祉学科は、同比率が低くなっている。

さらに、大学院においては、収容定員に対する在籍学生数比率が著しく低い研究科・専攻と、高い研究科・専攻がある。

(解説)

大学基準協会の認証評価では、学部・学科の定員の管理について、

A. 学部・学科における過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均

B. 学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率

の 2 点で評価され、定員の超過に関しては、実験・実習を伴う分野（心理学、社会福祉学に関する分野を含む）は、1.20 以上が努力課題、1.25 以上が改善勧告として指摘、それ以外の分野は、1.25 以上が努力課題、1.30 以上が改善勧告として指摘がなされることとなる。

平成 24 年度に関しては、A で 6 学部 11 学科が努力課題、3 学科が改善勧告対象、B で 9 学科で努力課題対象となっている。定員の超過率に関しては急激な改善が困難であるため、学部・学科において、引き続き継続的に入試策定の精度の向上と、原級率の低下に向けた取り組みを促す必要がある。

一方で、定員の未充足に関しては、A・B とともに、0.9 以下が努力課題、0.8 以下が改善勧告として指摘されることになる。平成 24 年度に関しては、社会学部第 2 部社会福祉学科が A で努力課題、B で改善勧告対象となっており、是正に向けた取り組みが必要である。

さらに、研究科・専攻では、

C. 通常の研究科・専攻では、博士前期（修士）課程で0.50～2.00の範囲、博士後期（博士）課程では0.33～2.00の範囲

D. 独立研究科では、0.90～1.25の範囲

から外れると努力課題として指摘がなされることとなる。

平成24年度に関しては、3研究科7専攻が対象となっており、なかでも0.20を下回る専攻も複数あるため、定員の確保に向けた取り組みが必要である。

専任教員の研究時間の確保と、教育研究支援体制の整備

多くの学部・学科および研究科・専攻において、専任教員の研究時間の不足が指摘されている。また、教育の支援体制として、TA・SA（ステューデント・アシスタント）の配置が十分に行えていない学部・学科も多い。

（解説）

大学設置基準の「大学基準」では、教育研究等環境について、「大学は、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）等のスタッフを適切に配置し、学生の学修および教員による教育研究活動を支援すると同時に、教員研究費・研究室・研究時間の確保に留意し、（略）教員の教育研究活動の活性化を支援する環境を整える必要がある」とされている。

これに対し、本学の自己点検・評価では、研究費、研究室についての不足はほとんど指摘されていないものの、ほぼ全学部・学科、全研究科・専攻において、教員の研究時間の不足が指摘されている。教員の負担を減少させるため、カリキュラムの科目数の精査、会議の合理化等の検討が必要である。

また、TAなどの教育支援スタッフの配置についても、法律学科、国際地域学科等の一部の学科を除く全ての学部において、大学院生の不足により十分に配置できていないとの点検・評価結果となっている。このことは、本学の大学院生数が減少しているにもかかわらず、いまだに原則として本学の大学院生のみを対象としているTA制度自体の検討や、SAを中心とした教育補助スタッフの多くが、教員の出席管理に従事していることに鑑みて、出席管理の仕組みを構築するなど、教育支援体制の充実が必要である。

研究活動データのデータベース化の推進

専任教員の研究活動のデータベース化と公表が十分でない。

（解説）

学校教育法施行規則第172条の2に「大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする」として、「各教員が有する学位及び業績」が示されており、本学では、これに対応するために、「研究者情報データベース」を学外に公開している。

しかし、毎年、学部長会議にて、学長よりデータ更新の依頼をしているにもかかわらず、平成24年5月の更新状況は全学で47.8%であり、中には11%以下の学部・学科も存在するのが現状である。

この状況の原因のひとつとして、現在の「研究者情報データベース」と他の公的データベースの互換性の問題があげられていたが、平成25年度より、公的データベースに情報を登録すれば、自動的に本学の「研究者情報データベース」に更新される仕組みが開発される予定である。

このことを契機として、各教員が必ず保有学位や研究業績を、データベースを介して公表してい

くことができるよう、さらなる周知・徹底が必要である。

内部質保証システムの構築

内部質保証に対する方針と手続の明確化や、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立が十分でない。

(解説)

認証評価の第2サイクルでは、大学の内部質保証システムの構築が最も重視されているが、本学では、平成23年度まで、全学的かつ定期的な自己点検・評価は実施されず、自己点検・評価の実施は各学部・研究科に委ねられていた。

平成23年度より、本自己点検・評価活動推進委員会を中心として、全学的かつ定期的な自己点検・評価を実施してきたが、現時点では、手続や方針の明文化・規程化及び自己点検・評価の結果を、改革・改善につなげるシステムが確立されているとはいえない。

このことは、学部・研究科で個別に対応していくことが困難であり、自己点検・評価活動推進委員会を中心として、全学的な明文化・規程化、システムの確立を進めていく必要がある。

教員の教育研究活動の評価や外部評価の必要性

教員の教育研究活動の評価や、自己点検・評価の外部評価の制度化について、検討がなされていない。

(解説)

大学基準協会の点検・評価項目では、いずれについても、行っていないとすぐに指摘を受ける事項ではないが、「教員の資質の向上を図るための方策を講じているか」という点に対して、「教員の教育研究活動等の評価の実施」が、また、「内部質保証システムを適切に機能されているか」という点に対して、「学外者の意見の反映」が、「評価の視点」に組み込まれている。

本学では、これらに対して、公に議論もなされていないのが現状であるが、「教員の資質の向上」や「内部質保証システム」の適切化に向けた方策のひとつとして、全学的な見地から、検討を行うことも必要である。

4. 自己点検・評価自体に関する課題

今後も継続して自己点検・評価を継続して取り組んでいくにあたっては、自己点検・評価のシステム自体についても、以下の6点が継続した課題として上げられる。

学部・研究科の長所・特徴

大学基準協会の認証評価では、各評価項目に対して、「効果が上がっている事項」と「改善すべき事項」を記載することが求められており、認証評価結果においても、「総評」の他に、「大学に対する提言」として「長所として特記すべき事項」と「努力課題」「改善勧告」の3種類の特記事項が記載されることとなる。

現在、各学部・学科、研究科・専攻の自己点検・評価結果では、「判断基準及び判断のポイント」を「～ができているか」という点で示しているため、「～について不十分である」といった「改善すべき事項」の記述が多くなっているが、認証評価の際には、改善すべき点を列挙するのみではな

く、学部・学科、研究科・専攻の特徴ある取り組みを、積極的に「効果が上がっている事項」としてアピールしていくことで、「長所として特記すべき事項」として上げられる項目を増やし、大学のブランド力の向上を目指していくことが課題である。

研究科・専攻の自己点検・評価

大学基準協会では、学部と研究科は同等に扱われ、自己点検・評価を実施し、評価を受けることとなる。しかし、本学において、教員人事の裁量権や予算規模、事務組織その他において、学部と研究科が同等に扱われているとは言い難く、自己点検・評価についても、研究科・専攻では改革・改善することが困難な評価項目や、自己点検・評価をすること自体が困難である評価項目も存在するとの意見があった。また、その実施体制についても、自己点検・評価活動推進委員会委員や専攻主任、研究科委員長などが個人で自己点検・評価を行うケースが多く、学部・学科のように組織的な取り組みが進められていない。

今後の自己点検・評価においては、こうした本学の現状を認識し、それを踏まえた研究科・専攻における組織的な自己点検・評価の実現、ひいては教育・研究活動の適切な水準を維持し、質の向上を図っていくことが望ましい。

評定における「S」と「A」の解釈について

自己点検・評価の評価項目の中には、学部・学科、研究科・専攻の目的・目標に対する達成度を点検・評価するものと、一定の水準について、「できている / できていない」で回答できるものが混在している。

平成 24 年度までの自己点検・評価においては、この点を踏まえた評定の付し方のガイドラインを定めていなかったため、後者については、「できている」際の評定を、「S」とする学科・専攻と、「A」とする学科・専攻が混在している。

次年度以降の実施に際しては、上記の観点で評価項目の仕分けを行った後、評定の付し方についても、全学的なガイドラインを定めることが望ましい。

大学および学部・学科、研究科・専攻独自の評価項目の設定について

これまでの自己点検・評価では、平成 26 年度の認証評価の受審への対応を含め、大学基準協会の「大学基準」や評価項目にあわせて自己点検・評価を実施してきたが、学校教育法の趣旨に立ち返り、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備について自ら点検・評価を行い、その結果を改革・改善に活かしていくためには、大学基準協会の大学基準や評価項目に加えて、本学の実態に即した、本学独自の評価項目を加えていくことも必要である。

例えば、本学が教育研究の 3 つの柱に設定している「哲学教育」「国際化」「キャリア教育」や、すでに理事会で承認されている「教学検討委員会答申」などに対する各学部・学科、研究科・専攻の目標設定やその実施状況を評価項目に加えていくほか、学部・学科、研究科・専攻における独自の目標・課題の設定についても、自己点検・評価活動推進委員会に取り上げていくことが考えられる。

センター・研究所等の自己点検・評価について

本学では、学部・研究科の他にも、国際センターやグローバル・キャリア教育センター、学術研究推進センターや附置研究所等、教育・研究を担っている組織が存在する。本来は、これらの組織についても、その活動を自己点検・評価する必要がある。

相互検証の精度向上について

今年度より実施した自己点検・評価結果の相互検証であるが、学部・研究科からは、相互検証結果の精度や記載内容が、学科・専攻によって大幅に異なるという意見も寄せられた。この点は、自己点検・評価活動推進委員会の人数の割り振り上、1学科・専攻を1名で検証し、複数で実施できなかったことや、委員会内で相互検証を実施するにあたり、各委員に十分な情報提供と問題意識の共有ができなかったことが原因であり、次年度以降、改善していく必要がある。

以 上